

★ 政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則
(規則第十八号) (広報広聴課)

一 改正の要旨

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、必要な様式の整理を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第十九号）（医務課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部改正に伴い、各教育課程の科目等の変更等必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二号）（医療保険課）

一 改正の要旨

市町の申請事務の負担軽減を図るため、広島県国民健康保険広域化等支援基金の貸付申請に係る提出書類等について、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十
一号）（医療保険課）

一 改正の要旨

後期高齢者医療制度の安定的運営を図るよう広島県後期高齢者医療財政安定化基金の
交付の対象となる事業が追加されたため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）（建設産業課）

一 改正の要旨

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改定に伴い、遅延利息等について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十二年四月一日